

## 亀田縞 2nd ラインスタートアップ事業募集要項

### 1. 目的

新潟市江南区の伝統的な綿織物で亀田縞の新たなブランドラインである、亀田縞 2nd ライン（以下「2nd ライン」という。）の認知拡大や取扱事業者の増加、消費の拡大を目指すため、2nd ラインの生地を亀田繊維工業協同組合およびその会員（以下、「組合等」という。）から購入し又は、生地を購入し加工・活用する者に対して、亀田縞利用促進協議会（以下、「協議会」という。）がその取り組み等に係る経費の一部を補助します。

### 2. 応募要件

申請者は、以下の事項全てに該当すること。

- ① 2nd ラインの生地を原則として組合等より 10m 以上購入し使用する者。
- ② 当事業の目的を達成するため、周知パンフレットの設置や SNS での PR など、亀田縞の認知・消費拡大に繋がる取り組みを行える者であること。
- ③ 次の各号に該当しない者であること
  - ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者でないこと
  - イ) 政治上の主義を推進、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者でないこと
  - ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦、支持し、又はこれらに反対することを目的とする者でないこと
  - エ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）でないこと
  - オ) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者の統制の下にある者でないこと

### 3. 対象事業

2nd ラインの認知拡大や取扱事業者の増加、消費の拡大に繋がる効果的な取り組みを対象とします。

#### <取り組みの例示>

- ・ 2nd ラインの生地購入
- ・ 会社、団体等の販促商品などを 2nd ラインの生地で開発する
- ・ 展示会、イベント出展などにおける 2nd ラインの PR に係る費用

※交付決定してから事業を開始し、期日までに実績報告することのできる事業のみが対象となります。

#### 4. 補助対象経費

対象事業の実施に必要な経費とし、申請者の経常的な経費等は対象としません。

経費の詳細は別表1をご覧ください。

なお、ベーシックラインの生地を使用する場合は、購入した生地のうち2ndラインの生地が50%以上含まれている場合のみを補助対象とします。

#### 5. 補助率・補助額の上限

対象事業に係る補助率や申請者一人当たりの上限額は以下の通りとし、申請は補助決定額が上限金額に達するまで何度も可能とします。

内 容	補助率	上限額
生地購入のみ	2分の1	50,000円
生地を購入し、加工・活用する場合	3分の2	

#### 6. スケジュール

①申請期間 令和8年 6月1日(月) から  
令和9年 1月29日(金) まで

②採否結果通知 申請から7日程度で連絡(閉庁日を除く)

③実績報告書の提出 令和9年 2月26日(金) まで

※申請は随時受付とし、各事業者への補助決定額が予算額に達し次第終了となります。

#### 7. 申請書類の提出について

##### (1) 受付期間

令和8年6月1日(月) から令和9年1月29日(金) まで

##### (2) 提出方法

必要書類を整え「11.問い合わせ先」に郵送、持参またはメールで提出

##### (3) 提出書類

内 容	書 類
生地購入のみ	①補助金申請書(様式1号) ②生地購入に係る見積書 ③申請者の概要が分かる資料
生地を購入し、加工・活用する場合	①補助金申請書(様式1号) ②補助対象経費に係る見積書 ③申請者の概要が分かる資料 ④事業に関する資料(任意)

#### 8. 補助の決定について

補助金交付の決定は申請の都度、結果を通知します。生地を購入し、加工・活用する者は、協議会が審査を行い、採否を決定します。

なお、交付決定前に着手した事業は補助事業の対象外となりますので、ご注意ください

ださい。

また、審査に関する問い合わせについては応じられませんのであらかじめご了承ください。

## 9. 報告書類の提出について

### (1) 報告期限

令和9年2月26日(金)

### (2) 提出方法

必要書類を整え「11.問い合わせ先」に郵送、持参またはメールで提出

### (3) 提出書類

内 容	書 類
生地購入のみ	①実績報告書兼請求書（様式3号） ②生地購入に係る支払い証拠書類の写し
生地を購入し、加工・活用した場合	①実績報告書兼請求書（様式3号） ②補助対象経費に係る支払い証拠書類の写し ③事業に関する資料（任意）

※必要に応じて追加資料の提出および説明等を求めることがあります

## 10. その他

- ・この要項について疑義が生じた場合は、協議会の判断によります。
- ・採否決定の審査に関する問い合わせはご遠慮ください。
- ・交付決定後、申請時の内容を変更しようとする場合は、事前に協議会と協議した上で変更申請書（様式5号）を提出してください。

## 11. 問い合わせ先

〒950-0195

新潟市江南区泉町3丁目4番5号

亀田縞利用促進協議会（江南区役所産業振興課）

E-mail:sangyo.k@city.niigata.lg.jp

TEL:025-382-4809

経費区分	内 容
謝金	アドバイザーなどへの謝金
旅費	アドバイザーなどへの旅費
通信運搬費	郵便代、送料など
印刷製本費	チラシ、パンフレット、ポスター等の作成費
原材料費	亀田縞の生地や製品の購入に要する経費 その他材料や副資材の購入に要する経費
委託費	事業の一部を委託する経費（例、亀田縞の加工委託やデザイン費など）
その他経費	上記の他、特に必要と認める経費 ※事前に協議をすること

以下の経費は補助対象となりません。

- ・ 消費税
- ・ 交付決定前に支出した経費
- ・ 実績報告書提出以降に支出する経費
- ・ 申請者に対する人件費、謝礼金、食糧費、旅費などの経費
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入等にかかる経費  
（備品購入など含む）
- ・ 生地を購入し、加工・活用する者は、販売を目的とした商品等の生産や販売に係る経費は計上しないこととする。
- ・ 文房具等事務用品の消耗品代
- ・ 価格設定の適正性が明確でない中古品等の購入費
- ・ 上記のほか、社会通念上、不適切と認められる経費